

平成 22 年 5 月 26 日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

- 5月14日に、強制執行の実施予告を行ったうえで、放送受信料のお支払いを求めてきた5名の方々について、その後もどうしても支払いに応じていただけなかったため、本日、5月26日、所在地を管轄する地方裁判所に対し、強制執行の申立書を発送しました。

- 今後は、裁判所の執行手続きにより、放送受信料の収納を進めていくこととなります。

- 今後とも、放送受信料のお支払いが滞っているの方々に対し、誠心誠意の対応を尽くして、支払いをお願いしていくというNHKの基本姿勢は変わりません。しかしながら、どうしてもご理解いただけず、やむを得ないと判断した場合は、支払督促制度と強制執行手続きを活用し、放送受信料の公平負担の徹底を図ってまいります。

【申し立ての概要】

- ・ 対 象 5名（内訳 東京都・千葉県・大阪府・兵庫県・福島県 各1名）
- ・ 申し立て先 対象者の所在地を管轄する地方裁判所（支部を含む）
- ・ 申し立て日 平成22年5月26日